

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和6年6月24日（月）午前9時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前田 幸一 君	副委員長	宮内 博 君
委員	松下 太葵 君	委員	久保 史睦 君
委員	徳田 修和 君	委員	木野田 誠 君
委員	池田 綱雄 君	委員	下深迫 孝二 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 松枝 正浩 君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	西元 剛 君	建設政策課長	丸山 省吾 君
建設施設管理課長	安田 善郎 君	建設政策課主幹	中村 光秀 君
建設施設管理課主幹	海江田 和大 君	建設施設管理課主幹	落水田 剛 君
建設政策課政策グループ主任技師	戸越 誠也 君		

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一 君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第65号 市道路線の認定について

議案第66号 市道路線の廃止について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 9時55分」

○委員長（前田幸一君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る6月18日の本会議で本委員会に付託になりました議案2件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここで暫く休憩します。

「休 憩 午前 9時56分」

「再開 午前10時48分」

△ 議案第65号 市道路線の認定について及び  
議案第66号 市道路線の廃止について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第65号市道路線の認定について及び議案第66号市道路線の廃止についてを一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（西元 剛君）

議案第65号市道路線の認定について、概要をご説明いたします。現在、生活道路として利用されている里道5路線、宅地開発により整備され寄附を受けた道路8路線及び道路の位置を特定する2路線の合計15路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。次に、議案第66号市道路線の廃止について、概要をご説明いたします。社会資本整備総合交付金を活用し、丸岡公園の園路拡幅改修を実施することに伴い、市道路線を廃止するため、議会の議決を求めるものです。詳細については、建設施設管理課長がご説明いたします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

議案第65号市道路線の認定について、詳細をご説明いたします。始めに、市道認定をしようとする路線のうち、生活道路として利用されている里道を市道として認定する5路線について、ご説明いたします。上井団地南3号線は、市営上井団地の南側に位置する延長60mの道路です。山下5号線・6号線・7号線は、京セラ株式会社国分工場の西側の県道日当山敷根線と市道国分～銅田線に挟まれた場所に位置する道路で、山下5号線が延長135m、山下6号線が延長155m、山下7号線が延長205mです。上小川15号線は、国分上小川地区水戸川左岸の池ノ上橋から下流方向へ向かう延長250mの道路です。次に、宅地開発により整備され寄附を受けた道路8路線について、ご説明いたします。上小川16号線・17号線及び上小川ニュータウン1号線から4号線の6路線は、上小川小学校の北側に位置する宅地分譲団地内に設置されたものです。各延長は、上小川16号線が57m、上小川17号線が95m、上小川ニュータウン1号線が113m、上小川ニュータウン2号線が107m、上小川ニュータウン3号線が27m、上小川ニュータウン4号線が215mです。札建1号線・2号線は、上小川小学校の東側に位置する宅地分譲団地に設置されたもので、延長は、札建1号線が127m、札建2号線が117mです。最後に、道路の位置を特定する2路線について、ご説明いたします。小浜団地線は、県道北永野田小浜線から市営住宅の小浜団地までの延長320mの道路、内山田団地線は、市道神宮～内山田線から市営住宅内山田団地までの延長65mの道路です。次に、議案第66号市道路線の廃止について、詳細をご説明いたします。今回、廃止をしようとする市道丸岡線は、横川町上ノ地区の丸岡公園北側に位置し、県道牧園薩摩線と丸岡会館を結ぶ延長422.43mの道路です。丸岡公園の園路として、社会資本整備総合交付金を活用し、拡幅改修を実施するため、廃止し

ようとするものです。以上で、議案第 65 号、議案第 66 号の説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明がありました。これより一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

今この宮下団地のあそこら辺もずっと通りながら見させていただきました。これは、住宅団地ができるときに道路も前のままなのかそれとも道路を広げた形で寄附を受けているのか。ちょっとお尋ねします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

あの部分につきましては、ほぼもともと田んぼのところで、そのところに新しく造成されたことによってできた道路であります。

○委員（木野田誠君）

里道を市道に変更する条件を教えてください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

霧島市の市道路線認定基準要綱等がありまして、その中で一応、市道認定路線としては以上で、系統的に交通重要な道路としまして道路の起終点が主に国道、県道または市道にいずれかに接続している通り抜け道路それがあります。そのほか、起点が国道、県道また市道のいずれに接続している順、環状道路、それとあと、構造条件としまして基本として道路の幅員が原則して 4 m 以上であるとか、交差部には車両の通行に支障のない隅切りがある。そのほか、舗装されてきちっとふりつくがないこと等の条件があります。道路の縦断勾配が原則して 9 % 以下。ただし地上地形でやむを得ない場合は 12 % 以下とする。そのほか道路の側溝はコンクリート三面張り、またはこれに準ずるものであること。あと、道路と隣接地の境界が明確であること。そのほか道路占用物件その他施設工作物は道路交通に支障がないことの条件があります。

○委員（木野田誠君）

この変更にあたってですね、単位は、そっちの説明をしやすい単位でいいですけども、これを市道にするための経費が幾らかかって、それから市道に認定した後、交付金等は幾ら来るのか。教えてください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

まずこれを認定するためには道路台帳整備をしないといけないものですから、そのための測量をする金額が、去年の実績から算出しますと 1 km 当たり 48 万円の費用が必要になります。そして普通交付税の算入される金額はちょっとこちらのほうでは分からないところであります。

○委員（木野田誠君）

分からないけれども、その辺は大体のあれは分からないんですか。

○建設部長（西元 剛君）

ちょっと交付税算定額についてはですね調査の計算式があるものですから、ちょっと担当課ではなかなか難しい。財政のほうで一応計算するような形になりますので、うちで大体の概算はちょっと難しいと思います。

○委員（木野田誠君）

それは道路の状況、形状によって単価とか違うということですか。

○建設部長（西元 剛君）

道路延長やら面積やですねいろんな条件がありますので、そこで係数が変わってきますので。

○委員（徳田修和君）

今回提案されている道路、全般に当たることですが、市道認定基準を満たしていて、生活道路としてももう10年以上必要とされてきている道路だと思うんですけども。なぜこのタイミングになったのか、早急に認定できなかったのかそこら辺の経緯のほうをお示しいただければ。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

まず里道につきましては、昨年度一般質問がありましたので、そこで調査をいたしまして耕地課からの里道の調査というのをもとにしたところがあります。それと開発道路とかにつきましては、ある程度そういうところがありますけども、やはりそこも先ほども言いましたように、毎年の測量とか台帳にする費用というのもやはり発生しますので、そのところのやはり予算等確保しましてから、今までしていたところがありますので年間的にやはり、ちょっと少ない個数でして、してないというわけではないんですけど、今まで少なかったところがあります。

○委員（徳田修和君）

開発道路におきましてはこの寄付採納に対する基準、側溝蓋をこの程度つけなさいとか、幅員あと材質等もいろいろ指定があると思います。先ほど見せていただいたときに、開発道路と今回元から里道として使われていた山下5号線であったり6号線であったりというものに関しましては、やはりの側溝蓋がなかったりとか、かなり道路としての質といいますか、開発道路に比べたらやや劣った状態なのかなというふうにも感じたところです。ですので、先ほど市道認定するために費用等が余らないような答弁もございましたが、今後これ市道となったときに、側溝蓋の整備であったりとか、そこら辺は市道認定にあたりされていく予定があるのかの確認をさせてください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今おっしゃいましたように、もともとの里道というところ、やはり側溝の蓋がなかったりとか、今会われましたように開発道路はやはりきれいに6m通ったりとかありますので、今後市道認定された場合には、やはり安全性、危険性を、現状のところでは他の市道もそうなんですけど、やはりまだ側溝が整備されてない。ただ、今回の市道認定に対して条件を、もちろん、最低限の先ほど言いました条件をクリアするところを今選んでおりますので、これからはそれ以上にも安全性が指摘、それとか壊れてるとか、やはり古いところは壊れてくると思いますので、そういうところは市道認定されましたら、こちらの建設施設管理課で修繕をしていきたいと思っています。

○副委員長（宮内 博君）

今回、15の路線を認定をするということで、先ほど木野田委員から、どれぐらいの収入になるのかという話がありましたけど。本会議で130万円という基準財政需要額の中に組み込まれる金額はということでありました。今回2,000mという、約2,000mということでありましたので、先ほどそのかかる経費のことで、1km当たり48万円かかるということで、差引きでも40万円以上の収入が、これは継続して毎年地方交付税として入るわけですから、その道路台帳などの整備をするというのは一時的な経費であるということですので、やはりしっかり年次的に計画を持って、また全体で82路線というふうに本会議でも答弁があった経過がありますので。それは当然里道だけではなくて、今回のように開発によって寄附採納されたそういうものも含めてという理解でいいのかどうかそこを確認させてください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今回の議会のほうでありました82か所というのは全て里道になります。開発道路につきましては、また別途今回出しておりますようにまた、開発して寄附を受けている道路等ありますので、そちらに対してはまた一番状態、里道よりももちろんいい状態が多いですので、そういうところをまた参入していければと思いますので、そちらもまた改めて調査をしまして随時していきたいと思います。

○副委員長（宮内 博君）

それは82路線は里道のみと。今回開発で出している部分があるんですけど、それはまだ全体調査が終わってないということなんでしょうか。大体どれぐらいあるというふうに想定をされてるのでしょうか。

○建設部長（西元 剛君）

はいちょっと補足なんですけど。まず82路線というのが、耕地課のほうで出されました幅員が4m以上の里道ということで、こちらのほうに出されておりますので、その82路線を今後個別に現地を確認して、先ほど言いました構造などの条件に合えば、市道認定の審査会もございますので、その審査会にかけて、それで市道に認定すべき路線について議案に提案するという形に今後なっております。開発につきましては今どれぐらいの道路があるかというのは今現状で把握しておりませんが、毎年数か所どんどん開発されますので、開発道路というのはどんどんどんどん増えてくるものと思っております。

○副委員長（宮内 博君）

先程今回の寄附によってですね、市道に認定をする路線ということも含まれているわけですけど。当然その開発をする段階で道路の認定というのはされるはず。そして測量も当然なされるはず。そしてその造成が完了した段階で、市に寄附行為としてですね当然行われるというふうに、事務的な処理はされるのではないかとというふうに思いますが、同時にその開発のいわゆる、面積であったり道路の位置であったり、そういうものが確定した段階で、市道として認定する作業をやるということであれば、改めて道路台帳への整備とかですね、道路測量であったりとかですね、そういう経費

が満額かかるということにはならないのではないかと素人的にはそう思うんですけど、その辺ちょっと説明してもらえませんか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

おっしゃられるように、新しくできたときには境界も確定しましてきちんとした、出てきますけど。うちの道路台帳に認定するための道路台帳策定のまたその測量とそこのところがちょっとまた別になりますので、満額ではないかもしれませんが、少しちょっとお金は言いませんけど、若干共有できるところもあるかなと思いますのでそこはまた調査してまいります。

○建設部長（西元 剛君）

開発道路を全て、開発が終わったときに市道認定にするということはなかなか難しくて。あくまでも市道認定しようとして、維持管理すべき道路というところをまず審査をした中で市道認定するというのがもう前提になりますので、全て開発道路をやりますかというところまではいかないと思います。今後またそういう公衆の道路として位置づけられて、市として管理をしないといけない道路になれば当然市道認定していく必要はあろうかと思っておりますので、その辺を開発の段階でちゃんと見極めた形で開発業者ともまた今後協議をしていきたいと考えております。

○副委員長（宮内 博君）

当然に先ほど課長からありましたように、市の道路認定基準というのがあるわけですね。そこには国道や市道に接していることなど、幅員が4m以上だというようなことなどが書かれているわけですから、その認定基準に該当するかどうかというのは開発が終了した段階で判定ができるのであるのではないのかなとそういうふうに思うものですからそのことを申し上げているわけでありまして、そういうことで経費節減ができるんじゃないかということでありますので、ぜひそのところはまた今後、新しく開発などが出されたところに対応する一つ的手段としてですね、御検討いただければというふうに思います。もう一つは今回、この上小川地区でしたかね、の部分がありますけど、今回これ寄附行為ということなんですが、相当この年数が経ているんじゃないのかなというふうに思うんですけど、ここはいつ頃開発をされたものになっているんでしょうか。

○建設施設管理課主幹兼道路管理グループ長（海江田和大君）

上小川の15、16、17号及び、上小川ニュータウン1号線から4号線の開発により整備され寄附された道路についてなんですが、一応、実際に市が寄附を受けた日であれば把握しておりますのでこちらのほうで回答させていただければと思います。まず、上小川16号線が令和4年2月、上小川17号線が平成28年1月、上小川ニュータウン1号線が平成28年7月、上小川ニュータウン2号線及び3号線、こちらが平成20年2月、上小川ニュータウン4号線、こちらが平成18年12月、札建1号線及び2号線、こちらが平成17年4月になります。以上です。

○委員（木野田誠君）

海江田さんのほうから寄附を受けた年が発表になりましたけども、非常に時間がかかってるなあという感じが否めないんですけども、そうすると残りの82路線については、いつ頃までに片をつ

けられる予定でいらっしゃるのか。なぜそういう質問をするかというのと、私は一応農道を市道にしてくださいということのをこれはもう何年も前から猿渡部長の頃から言っているんですけども、来年やりましょうというのもなくなって、一括してまとめてやりましょうというのもなくなった。この前部長と立ち話のときにはこっちが終わってからというような話もちょっと耳に引っかかったんですけども。これはですねえ、82 路線はまたプラスが出てくると思うんですけどもエンドレスです。だからそういうのを含めてさっき言われた年数と、それから残りの 82 件、早くしていただきたいな、早くしてもらえないのか、何でこんな遅くなったのかなというふうな質問です。

○建設部長（西元 剛君）

今回提案した路線につきましては地域や道路状況等を確認しながら、個別に、先ほど言いましたけど、個別にきちんと調査をして、82 路線全て市道認定に該当するという路線ではございませんので、そこを個別に審査会にかけて、市道認定するという形になってまいります。農道につきましても、当然市道認定すべきものもあろうかと思うんですけども、ただ現段階では農道については、台帳等もきちんと整備されておって、その中で交付税措置も一応ありますので、まずは交付税措置のない、里道、開発道路を先行してやりたいということで今こういう形で提案してるところです。

○委員（下深迫孝二君）

さっき現地を見させていただいて、寄附行為を受けてからかなりの年数が経っているわけですね。そして里道の分と新しく造成する中で作った道路、これはもともとはなかったわけですから、寄附を受けるときは、やはり里道で寄附を受けたのか、それともそのときに市道に新しく作った道路だけではできなかったのかということをお尋ねします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

先ほど通りました上小川のあたりの開発道路ですけど、これは開発したときには公衆用道路として寄附をされております。

○委員（下深迫孝二君）

公衆用道路という住宅内ですからそういう形で寄附を受けたということなんですが、それは市道として、その場で登記するつちゅうことはできなかったんですか。

○建設部長（西元 剛君）

先ほどちょっと答弁しましたが開発道路全て市道認定という形にはなりませんので、ただその開発の状況で、先ほど言いました生活道路プラスの公共性のある道路という形になってきたときに、市道認定するという形になりますので、なかなか開発をしました。まだ家も公共的な道路にもなっていないところを市道認定を先にしましょうという形にはならないかと思えます。

○委員（下深迫孝二君）

だけれども今回はそれを市道認定しようとしているわけでしょ。例えばその寄附を受けたときから変わってきてればだけでも、全く変わっていないわけですよ。私はここに知り合いがいたりするんだけど。出来上がってから全く変わっていないということはどのように理解したらいいんですか。

○建設部長（西元 剛君）

今回は開発された後にもう家が全て張りついて、いわば公共性があるという道路になったから一応市道認定するという形で提案しているところです。

○委員（池田綱雄君）

今回市道認定をしようとするところは、それぞれ条件をクリアして、認定されるわけですけど、今までの道路、私も側溝が壊れているよとかいろいろ陳情したことがあるんですけど、開発者に言いなさいとかそういうことだったんですけど、開発者はまだ存在してればいいですけど、もうほとんどなくなったりしておって、現在も側溝の補修とか、あるいは路面の補修、穴ぼこの補修とかそういうのは今までどこが管理をしていたのか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

おっしゃいますように開発されたところで古くなってきて、路面等が悪くなってきたりとか、そういうときに一応こちらは公衆用道路として機能しておりますので道路維持のほうで補修をしたりは行っております。

○委員（池田綱雄君）

市のほうでやっていたということですか。今後、認定するばもちろん市のほうでやるわけですよ。そうなるわけでしょ。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

実際のところ、いつも公衆用道路として市のほうでやはり連絡が来たり、点検をしてほしいときておりますので、その点について余り変わらないと思います。

○委員（池田綱雄君）

住民にとっては、どこが管理しようがかまわないわけですよ、市がしようがどこがしようが。だから、住民に迷惑がかからんように市道になったから早く修理ができるとか、そういうメリットがあればいいですけど。変わらないと思いますよね、今までと。ただ、さっき私が言いましたように開発した会社がまだ存在しとって、それであればその人たちがすぐ補修をしてくれると思いますけど。もう相当前の話で開発した会社もほとんどいないと思います。結局は市が維持管理をしないといかんということになると思うんですけど、そうでしょ。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

はい、多分おっしゃられて、開発のところで、昔の開発のほうで、例えば、今この市道が今、市のほうの公衆用道路を適用していますけど、例えば、昔のままで、中には、開発業者が持っている道路とかそういうのもあったりします。そういうときにはもちろん、市のほうではできないものですから、例えば住民のかた困ってらっしゃるなら穴ぼことかしますけど、普通に市が持つてる場合には、市が公衆用道路としましたら側溝も一応補修とか、今までと変わりなくやっていきます。

○委員（池田綱雄君）

市民からすれば、市道になったんだから、維持管理もよくしてくれると期待をしたいと思いますよ

ね。だから今まで以上に維持管理に努めていただきたい、要望しておきます。

○委員（木野田誠君）

ちょっとですね、我々があやふやなのがさっきから出てる公衆用道路なんですよ。この公衆用道路はどういう基準があるのかですね。例えば今日見たところもあそこの団地の中に行くと、おおよそ公衆用道路とは、公衆用ということ言えばあれ公衆用になるかなあ、あそこに住んでる人たちだけの道路じゃないかなあというような気もしたんですけど、この公衆用道路というのはどういう基準ですか。

○建設部長（西元 剛君）

公衆用道路につきましては先ほど課長も言いましたけど公衆用道路、開発業者が持っている個人名義の公衆用道路、そしてその開発の方々が持っている公衆用道路もございます。あとはあくまでも市の管理として、市が受けた道路、公衆用道路につきましては、公衆用道路というのは法的な道路ではないです。ただ誰もが通ってもいい道路ですよという位置付けですので、そこは道路として、道路法の基準がとおるところではないです。ただ、全て道路としての位置付けではなくて、みんな誰でも通っていい道路ですよという位置付けの道路になっております。

○委員（木野田誠君）

先ほど池田委員もおっしゃいましたけど、公衆用道路とか私共も団地の中の道路をですね、ここをどうかしてくれということで何回もお伺いしてですね、いやここは民間開発の団地の中だから、手は出せない、それを認めていたらほかも全部せんらんというようなことでいつも断られておるんですけども。しかしさっきの答弁だと公衆用道路だということで、市のほうから修繕をしてるというようなことでありましたが、それであれば非常に我々は今までだまされてきたというような感じがしてならなくなってくるんですけど、その辺はどういう説明ができますか。

○建設部長（西元 剛君）

ちょっと説明不足なんですけども、ただ公衆用道路、先ほど言いましたように個人名義の公衆用道路、そして開発業者がそのまま持っている公衆用道路。そこについては、あくまでも名義を持ってらっしゃる方々で維持管理をしていただくというのが前提になりますので、ただ市が寄附採納を受けた公衆用道路については市が一応完了しますという形になります。

○副委員長（宮内 博君）

今の関連ですけれど、結局所有権がどこにあるのかということではないのかなと思うんですよ。当然開発業者のままの道路になっていたり、あるいはその隣接する市民の人たちの所有権になっていたり。けども、道路として利用されている道路は市としては寄附を受けないと思うんですよ。基本的に。当然所有権がきちんと市にある道路については寄附採納を受けると。今回、道路法の第8条の2項に明記をされている道路として認定をするという作業にかかっているというふう思うんですけども、確認です。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今おっしゃいましたように、やはり名義、一番その道路の持ち主が大事だと思いますので、市のほうもそういう、個人名義のところにはなかなかできない。そこをきちんとした上で、市に寄付採納いただき条件も合ったというところで、市の今公衆用道路になっていると思います。

○副委員長（宮内 博君）

あと今回、里道とか寄附採納した道路を市道に認定するというほかに、道路の位置を特定する2路線というのがありますけれど、ここをちょっと説明してもらえませんか。その現状は市道なのか、路線を確定したことによってどういうふうになるのか。地方交付税等の影響があるのかですね。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

はい、先ほど今おっしゃいました2路線なんですけれど、ここが一つは小浜団地のところに、小浜団地まで行く道路になります。これはもともと途中までが里道になりまして、途中からが市営住宅の市の敷地になります。ただこちらにつきましてはもともと現在も生活道路として利用されておりますけど、ただ建築確認上道路でなく、団地の横とか建築住宅課の所管の団地敷地であるため、いろいろな制約、例えばその道路のところ、いろいろする場合には、建築住宅課、市のほうに、小浜団地のところのその住宅の許可とかが必要でありますけど、そこが道路になればそのところは必要でなくシンプルになると思います。また、もしそこは団地がありますけれど、今後団地の市営住宅の建て替えとか、そういうときになりますと制約もなくなりますし、それともし売却される場合も土地等の価値も上がる。市道に面しているということで、そういうことで今回利用を考えて、市道への認定を考えております。それと、もちろん工事については同じように対象になります。

○副委員長（宮内 博君）

ちょっと非常に分かりにくいんですけど、結局今回、道路の位置を特定すること、小浜団地に通じる生活道路ですね、それから内山田団地のまさに生活道路。この2路線であるわけですけど、これをこの特定をすることによって、市道として認定をされるという理解でよろしいんですか。それともその既にもう市道なんだけども特定をしていないという、その辺をもう少し御説明を。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今までがやはり団地の敷地とか里道でしたので、今後認定しますとその部分は全て市道になります。

○副委員長（宮内 博君）

丸岡公園の道路の部分ですね今回廃止をするということでの説明でありますけど、これは現在は市道ですよ。それを今回開発等も行うという計画は示されているんですけど、市道に残すということでは支障があるというようなことなんだろうなと思いますが、その辺の経緯を少し説明していただけますか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

現在は、県道から丸岡会館、それから向こうに出るところまで市道になっております。市道のままでありますと、今回社会資本整備の経費を利用しまして、丸岡公園の中の改修を考えております

けど、あの部分も道路の改修、そこの幅員をちょっと広げたりするには、交付金の対象にはなりませんし、それと、現在、あそこの部分として丸岡公園のもう一体敷地としてほとんどなっておりますので、将来的な防犯上とかも、そこの部分が市道であれば、もちろん誰でも入ってこれるところもありますけど、今回市道から中の敷地内道路になればもう道路のところ、県道のところから先は通行止めにももちろんできますので、そういうメリットもあると思います。

○副委員長（宮内 博君）

そうしますと第一は今後の管理上の問題だということなのかなというふうに今受け止めたんですけども、当然、道路としては残るわけですよ。それで何らかの不具合が生じたときには、管轄はどこになるんですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

管轄としては建設施設管理課の公園グループになります。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 65 号及び議案第 66 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 11 時 28 分」

---

「再 開 午前 11 時 29 分」

### △ 議案第65号 市道路線の認定について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それではこれより議案処理を行います。まず、議案第 65 号、市道路線の認定について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（徳田修和君）

先ほど議論の中にもありました、開発道路の寄附採納後の処理、タイムスケジュールについて、せっかく厳しい基準の元道路を作って寄附をされているので、もう少しスムーズな市道認定が進められるよう、取り組むべきではないかという意見をつけ加えさせていただきたいです。

○副委員長（宮内 博君）

今の意見、まさにそのとおりだというふうに思うんですね。それと同時にまだ残された路線が里道だけでも全体で 82 路線。今回 15 路線全て里道ではありませんからですね。寄附採納の部分も残されている。まだ 70 数路線の里道が残されているということになるわけです。全てが市道の認定基準に沿って市道として認定されるかどうかは調査の上で分からないというところでもあります

けれど、確実にこれは基準財政需要額の中に組み込まれてですね、市道に認定することによって、地方交付税が増えるというのはこれはもう間違いないわけで。1回認定されると毎年地方交付税として充てられるということになりますから。先ほどありましたように作業には一定のですね、道路台帳整備などに1km当たり48万円ほどかかるということでもありますけれど。今回、約2kmの路線認定によって130万円地方交付税が増えるというのが、本会議でも答弁があったわけですので、今後、全体で82路線で約20kmの路線に相当するということでしたから、単純に計算すると1,300万円ぐらいの地方交付税が増えると。これ毎年その分が加算をされるということになるわけで、もっとスピード感を持って取組を進めてもらいたいというのが1点です。もう一つは寄附採納のあったものについてもですね、今回一部処理をされるわけでありましてけれど、これまでの開発の中でどれほど市が受け取っているのか、そしてその中でどれほどのまだ未認定の市道があるのかということなども、かなり作業量としては必要だろうと思いますけども、一定の人的な配置も行ってですね取組を進めていただきたいということを委員長報告でもぜひ付け加えていただければと思います。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれ、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第65号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第65号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第66号 市道路線の廃止について

○委員長（前田幸一君）

次に、議案第66号 市道路線の廃止について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第66号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第66号は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと

決定しました。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（前田幸一君）

次に、委員長に付け加える点がありますか。

○副委員長（宮内 博君）

先ほど委員間討議の中で申し上げましたけれども、その内容についてはですね是非委員長報告の中にも取り入れていただきたいと思います。

○委員長（前田幸一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任頂けますか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 1 1 時 3 5 分」

「再 開 午前 1 1 時 4 9 分」

#### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査について何かございませんか。

○委員（下深迫孝二君）

1点はですね、遊休農地を活用した、要するに今現在取り組んでいらっしゃる住吉さんという方のところのピーカンナッツの状況をちょっと見れたらというふうに思っております。

○委員長（前田幸一君）

今、1点。ピーカンナッツの現地調査という形で提案がございました。ほかにございませんか。

○委員（徳田修和君）

遊休農地の調査ということでせっかくの機会見せていただくことがかなうのであれば、合わせて現在の行政の取組と中山間地域に対することであつたりとか、遊休農地を解消していく取組等の調査までさせていただければなと思います。あわせて、本日議案処理を行いました。市道路線認定、今後まだまだ市道認定の候補となる道路も80数件あるというような報告もございました。今後の市道認定に対するスケジュール。現在の対象道路に対する調査が現在どのように行われているのか、今

後どういった計画で市道認定を進めていくのかという調査までできればなというふうに思っております。

○副委員長（宮内 博君）

今、徳田委員の発言に関連をして82路線というふうに里道がですね、市道に認定できる要件に合うのではないかとこのところがあるということでしたので、その資料も同時に提出をいただきたいと思っております。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

今3件ほど提案がありましたので、これを閉会中の所管事務調査として決定をしたいと思っております。ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので以上で産業建設常任委員会を閉会します。

「閉 会 午前11時54分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

前田 幸一